

食品衛生協会

入会のご案内

消費者に安全で安心のできる食品を



一般社団法人 横浜市食品衛生協会

食品衛生協会の主な事業

食品衛生の普及向上・自主管理並びに福利厚生等を図るため、次の事業を行っています。

加入のメリットは？ HACCPによる衛生管理事業

- (1) 食品営業賠償共済への加入
- (2) HACCP義務化に対応した衛生管理計画や、記録簿の作成指導が受けられます。
- (3) HACCP衛生管理計画の実践に必要なグッズを安価で販売しています。

「中心温度計」「ノロウイルス対策」グッズなど

食品衛生普及事業

- 1 消費者を対象とした食中毒予防キャンペーン等、食品衛生普及行事の開催
- 2 食品界誌、各種パンフレット・リーフレットの作成配布



食品衛生指導員事業

- 1 食品衛生指導員による店舗の巡回指導の実施
- 2 食品衛生指導員研修会・養成講習会の開催
- 3 食品衛生指導員の店の表示・巡回指導済店舗ステッカーの貼付等の実施



検便検査事業 (消化器系細菌培養検査・ノロウイルス検査)

一般社団法人横浜市食品衛生協会では、検便検査キット (消化器系細菌培養検査) ノロウイルス検査キットを販売しています。会員は会員価格で販売いたします。

- 検査キットによる検査内容**
1. 消化器系細菌培養検査 赤痢菌・サルモネラ菌・チフス菌・パラチフス菌・腸管出血性大腸菌O-157
 2. ノロウイルス検査
- ※ノロウイルス検査キットは各区食品衛生協会窓口では販売しておりません

食品衛生コンサルタント事業

食品衛生の向上と食品業界の発展に寄与することを目的として、横浜食品衛生コンサルタント協会と提携し、実施しています。横浜市内の食品業界における食中毒、その他食品を起因とする事故を未然に防止し、自主管理の一環として工場・調理場等の現場に出向いて衛生状態を診断し、指導助言します。また、衛生教育及び指導・相談を行います。

労働保険事務組合事業 (設立認可 昭和47年)

労働保険事務組合は、営業者が行わなければならない労働保険事務を営業者に代わって行うことができる認可団体です。労働保険は、労災保険と雇用保険の総称であり、1人でも従業員を雇っていると適用事業所として加入することが義務づけられています。現在では従業員を雇用するときに欠くことのできない条件となっています。これらの事務を安価な手数料で協会が代行しています。

〈労災保険〉

労働者が業務上または通勤途上で負傷、疾病、死亡の場合に、その労働者と家族に対して補償する制度です。

〈雇用保険〉

労働者が失業した場合に必要な給付を行い、労働者の生活の安定を図る制度です。

労働保険事務委託手数料

雇用労働者数	年 額	月 額
1～4名	24,000円	2,000円
5～15名	48,000円	4,000円
16～30名	86,400円	7,200円
31～50名	96,000円	8,000円
51～100名	114,000円	9,500円

- ◆特別加入委託手数料は1事業につき年額2,400円を加算します。
- ◆消費税は、上記手数料に含まれています。
- ◆保険料は別途必要です。

入会特典

入会されますと食の安全を宣言する
会員の店ステッカーをお渡しします。



表彰事業

毎年横浜市との共催により、食品衛生に特に功労のあった人、優秀な施設、或いは長年に亘ってお店の衛生向上に努力された従業員の方等を、市長、協会長が表彰をおこなっています。



講習会事業

食品営業施設には、その施設または部門ごとに食品衛生責任者を置く必要があります。横浜市食品衛生協会では、横浜市長の指定を受けて、食品衛生責任者を養成する講習会を集合型とeラーニングで開催しています。



福利厚生事業

食品事故をはじめとした各種賠償事故をトータルに保証する総合食品賠償共済「あんしんフード君」や食品事故に頼りになる「食品営業賠償共済」に加入することができます。

あんしんフード君(総合食品賠償共済)

食中毒だけでなく、業務上の過失による事故(施設賠償)、お預かり品にかかわる事故(受託物賠償)を含めて食品等事業者のリスクをトータルに補償します!

1 オールインワンで安心補償!

あんしんフード君

生産物賠償

・食中毒 ・異物混入等

施設賠償

・従業員の過失
・施設の欠落等 } による身体及び財物被害

受託物賠償

・お預かり品にかかわる損害

2 安い掛金で安心補償

年間掛金 8,500円 ▶ **1億円** 補償
(年間売上高3,000万円以下の飲食店の場合)

営業種	あんしんフード君
喫茶店	6,500円
飲食店	8,500円
仕出し・弁当	11,000円
食料品販売	3,500円
食品製造業	5,500円
旅館	延床面積(m) ² ×23円

◆年間売上高3,000万円以下の掛金例

3 事故発生後のこんな費用も補償

- 個人体質によるアレルギー症状(被害者治療費用等)
- 人から人への感染によるノロウイルス発生時の被害者への治療費・見舞金(被害者治療費等)
- 事故発生時の代金返還費用(生産物自体の損害)(旅館以外)
- 事故発生後のお詫び広告費用(損害回復費用)
- 事故現場の保存・取り片づけに要する費用・事故原因食品の回収費用(初期対応費用)
- 感染症発生時の施設内の消毒費用(消毒費用)ほか

火災共済

食品営業者の方々が、火災にあわれても営業の一助になるよう、業界の相互扶助制度です。

生命共済

食品営業者の方々が、負傷疾患、死亡の場合に、その労働者と家族の一助になるよう、業界の相互扶助制度です。

一般社団法人 横浜市食品衛生協会とは

昭和22年に食品衛生法が施行され、行政と業界が一体となって消費者、市民の食生活の安全と、食品衛生の向上を図るため協会が設立されました。今日では公益性のある社団法人として活動を行っております。市内で“食”に関する営業者であればどなたでも加入できるのが特色です。

目的

“食”と“衛生”に関する組織として会員に対する知識の普及向上、施設設備の改善指導、自主管理を進める指導員活動、消費者対策などを展開することを目的とします。

組織

公益社団法人 日本食品衛生協会

厚生労働省

一般社団法人 横浜市食品衛生協会

横浜市健康福祉局

横浜市南区井土ヶ谷下町17-5
TEL.045-711-1911 FAX.045-711-6242
HPアドレス:<http://www.fha-yokohama.jp/>

鶴見区食品衛生協会	230-0052	横浜市鶴見区生麦5-14-9 鶴見酒販会館内	045-521-4881
神奈川区食品衛生協会	221-0054	横浜市神奈川区山内町1 横浜中央卸売市場内	045-461-4600
西区食品衛生協会	220-0051	横浜市西区中央1-18-22 秀亜ビル210	045-316-4301
中区食品衛生協会	231-0023	横浜市中区山下町161-1 日神プラザ元町405号	045-479-4435
南区食品衛生協会	232-0016	横浜市南区宮元町3-46 花月ビル2階	045-711-0905
港南区食品衛生協会	233-0004	横浜市港南区港南中央通9-14 ライオンズマンション305号	045-847-1818
保土ヶ谷区食品衛生協会	240-0001	横浜市保土ヶ谷区川辺町2-2 パイロットハウスB-215	045-333-9686
旭区食品衛生協会	241-0021	横浜市旭区鶴ヶ峰本町2-1-3 パレ・ドール鶴ヶ峰414号	045-953-2880
磯子区食品衛生協会	235-0016	横浜市磯子区磯子3-5-1 磯子区役所7F	045-761-0248
金沢区食品衛生協会	236-0002	横浜市金沢区鳥浜町1-1 南部市場食品関連卸売センター3F	045-773-6075 090-1608-7338
港北区食品衛生協会	222-0037	横浜市港北区大倉山1-13-15 須田ビル4F	045-544-2703
緑区食品衛生協会	226-0014	横浜市緑区台村町225 マルダイスクエア2階	045-935-5022
青葉区食品衛生協会	225-0011	横浜市青葉区あざみ野1-4-19-202	045-905-1880
都筑区食品衛生協会	225-0011	横浜市青葉区あざみ野1-4-19-202	045-905-1881
戸塚区食品衛生協会	244-0816	横浜市戸塚区上倉田町449-2-306 法人会館内	045-865-1230
栄区食品衛生協会	247-0006	横浜市栄区笠間2-6-7 でぶそば内	045-892-6882
泉区食品衛生協会	245-0014	横浜市泉区中田南1-39-8 晃栄荘2号室	045-802-6687
瀬谷区食品衛生協会	246-0021	横浜市瀬谷区二ツ橋町309-1 eモール2階	045-362-1588

お申込み・お問い合わせは…